

平成26年度「業務委託、工事、物品購入などの公共調達について」

「結果」の措置状況（選挙管理委員会）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	今回の措置状況	基準日
154	<p>IV. 公共調達に関する個別結果及び意見 14. 選挙管理委員会 (1) 選挙管理委員会事務局 ・ 契約分割による見積徴取の回避について 平成25年度においては、奈良市契約規則第18条の2第2項第5号により、随意契約において見積書の徴取が省略することができる基準は1件の予定価格が3万円未満の契約をするときと規定されており（平成26年度からは1件あたり5万円未満の契約と規則が改正されている）、上記の負担行為に関して見積徴取は一切行われていない。そのことについて質問したところ、選挙管理委員会事務局における購入は、選挙公示後の発注になることが多く、緊急性が高いため、1回の発注を3万円以下に抑えて早期納入してもらう必要があるとの回答であった。</p> <p>しかし、ポスター掲示板など大型のものについては公示前から入札をかける業者を選定して発注しており、緊急性という説明は理由にならない。事前に必要個数を把握し、実効的な見積もり合わせを行うことにより、透明性のある公共調達に一層の意を払うよう意識を変える必要がある。</p>	選挙管理委員会事務局	措置済	<p>需用費については、必要個数の把握に努め、平成28年度分から納期までの期間が長い場合はまとめて発注することにより実効的な見積もり合わせを行うよう改めました。</p>	平成29年3月31日現在
155	<p>IV. 公共調達に関する個別結果及び意見 14. 選挙管理委員会 (1) 選挙管理委員会事務局 ・ 支払の遅延について 上記需用費のうち、「ドッチファイル他」と「プリンターラベル他」の購入において、発注日（納入日はどれも即日）が6月ないし7月にも関わらず、支払は3か月以上経過後の10月に入ってからとなっている。なぜこのように遅くなったか理由を質問したところ、選挙関連費用に係る需用費などについては、当初、予算を少なめに設定しており、選挙後に全体の支出金額が確定したのちに、予算流用の承認を経てその費目の予算を確保し、支出負担行為を起こすから、との説明があった。</p> <p>これに関して、9月議会の平成25年度奈良市歳入歳出決算事項別明細書を見ると、参議院議員選挙経費の需用費が他の節から流用を受けた金額は3,046千円となっていた。また、10月中に支払われた参議院議員選挙、市長及び市議会議員選挙関連の需用費（消耗品費）の支払内訳は下記（※）のとおりであった。（※報告書155頁参照）</p> <p>上記のうち、10月10日支払の参議院議員選挙及び市長市議会議員選挙の支払関連書類を通覧したところ、28個の支払全ての請求書が9月17日ないし18日の請求書日付となっていた。また請求書日付については同じ字体の日付に見受けられた。日付が空欄の請求書ももらっており、予算の流用が承認されたのち、支払の処理が行われているのではないかと疑問視される。</p> <p>「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」（昭和24年12月12日法律第256号）（以下、「支払遅延防止法」）によれば、工事代金は請求を受けた後40日以内、その他の給付は請求を受けた後30日以内に支払うこととされている（支払遅延防止法第14条、第6条）。上記の選挙関連需用費に当てはめれば、6月ないし7月に受けた給付について、請求書日付は9月17日ないし18日と通常の請求に比して不自然に遅いことで一致しており、そして支払が10月になされており、支払遅延防止法の趣旨が没却されている。</p> <p>日付が空欄の請求書を提出する時点で業者側もある程度の支払遅延は承知の上だとしても、それは支払遅延を許容する理由にはならない（下記、「政府契約の支払遅延防止法等に関する法律の運用方針」参照）。発注し納品を受けたのであれば、支払は滞りなく行われなければならない。予算管理を適時に行い、最終的な支出金額確定を待たず適宜予算の流用を行うなど、適法に支払がなされる事務を励行する必要がある。何を尊重し優先するかという発想を変えずして根本的解決は難しいであろうから、今回の指摘を契機に組織横断的な理解を得たうえで然るべく対応されたい。請求書日付を通常より遅らせれば良いという発想は敵に愼まれない。</p>	選挙管理委員会事務局	措置しない (対応不可能)	<p>国や県の選挙は執行経費を選挙委託費の歳入で全てを賄うため、歳入を限度額とした歳出予算を編成しています。</p> <p>そのため歳出予算を要求する際には、報酬、賃金、郵便料金など支払期限が厳格に決められているものは流用の必要がないよう予算をつけており、需用費は少なくなるので選挙期間中に予算が足らなくなる可能性が高くなります。また、不測の事態に対応しなければならない場合も多々あり、その際も需用費を執行することになります。</p> <p>適宜予算を流用しようにも、度重なる流用は認められていないので、選挙後に需用費の不足が予想される場合でも、全体の支出を確定してから予算の流用をせざるを得ません。</p> <p>選挙と予算執行を同時に進めることができれば、支払も不足額の把握も早くなることは認識していますので、人事課に職員の増員を要請しているところです。</p> <p>現状は、選挙期間中は選挙を適法適正に執行することに全力で取り組み、選挙後すぐに担当職員以外も含め事務局職員全員で、支払に関する書類の整理や業者への連絡などを行い、少しでも迅速な支払ができるよう取り組んでいます。</p>	令和元年9月1日現在